

- 1 「『中華人民共和國民法典』契約編通則の適用の若干問題に関する解釈」
- 2 「『中華人民共和國涉外民事關係法律適用法』の適用の若干問題に関する解釈（二）」
- 3 「越境貿易・投資のハイレベル開放の試行的拡大に関する通達」
- 4 「税関行政処罰裁量基準（一）」
- 5 労災保険の適用対象の拡大に関する各地の通達

1. 「『中華人民共和國民法典』契約編通則の適用の若干問題に関する解釈」

最高人民法院は、2023年12月4日付けで「『中華人民共和國民法典』契約編通則の適用の若干問題に関する解釈」（以下「本解釈」という。）を公布し、本解釈は翌日12月5日より施行された。最高人民法院は、本解釈にて9つの方面から計69条の条項を定め、契約締結時の第三者の責任、予約契約、定型約款、契約効力、代物弁済、代位権、取消権、保全、違約金の裁量減免等、契約実務でもしばしば目にする問題点について解釈をした。去年11月4日に公開された意見募集稿と比べると、意見募集稿に定めがあった契約締結上の過失による損害賠償の範囲、連環譲渡における取消権の行使、違約行為が著しく軽微な場合における約定解除権の行使制限、違約金及び損害賠償金の弁済順位、予見可能性等の内容を削除し、表見譲渡、判断能力が乏しいことに対する認定等の問題について解釈を追記した。それ以外、特に以下の要点を留意されたい。

- (1) 契約が法律や行政法規の強行規定に違反した場合の取り扱いに関して、主に契約が強行規定に違反するものの無効としないケースを明確にする一方、逆に契約が強行規定に違反しないにもかかわらず無効となるケースを明確にした。具体的には、前者に関して、契約が法律や行政法規の強行規定に違反する場合であっても、本解釈で定める特定の事由があり、かつ行為者に行政責任又は刑事責任を負担させることによって強行規定の立法趣旨を実現できるなら、当該契約自体は無効と認定しなくてもよいとされた。後者に関して、たとえば契約が法律や行政法規の強行規定に違反せずとも、国の安全、社会の公序良俗に反した場合、契約が無効となると認定しなければならないとされた。
- (2) 第三者の契約締結上の過失について、詐欺・脅迫された契約の一方当事者は、契約の相手方当事者の契約締結上の過失責任を追及する際に、第三者の行為及び債務の性質に基づいて、契約の相対性の原則の例外として、自らの権利を救済するために第三者の契約締結上の過失責任を同時に追及することができるとされた。

(3) 法定代表者、責任者又は代理人と契約の相手方が悪意をもって共謀し、法人又は非法人組織の名義で契約を締結することによって、法人・非法人組織の合法的權益を害した場合、もし法人・非法人組織が民事責任を負担しないと主張した場合、人民法院はこれを支持するものとし、更に、もし法人・非法人組織が法定代表者、責任者又は代理人と契約の相手がそれによって法人・非法人組織にもたらした損害について連帯賠償責任を負担するよう請求した場合、人民法院は支持すべきだとされた。

- (4) 契約当事者が相互に債務を負担し、一方当事者が訴訟時効期間を経過した債権を自働債権として相手方に対する受働債権と相殺することを主張する場合、相手方は訴訟時効期間が経過したことを理由に抗弁することができ、一方当事者の受働債権が訴訟時効期間を経過した上、相手方は自働債権をもって相殺を主張することができるとされた。

なお、本解釈の公布とともに、最高人民法院は本解釈をめぐる10個の典型的判例を発表した。

（最高人民法院2023年12月4日公布、同年12月5日施行）

2. 「『中華人民共和國涉外民事關係法律適用法』の適用の若干問題に関する解釈（二）」

最高人民法院は2023年11月30日付けで「『中華人民共和國涉外民事關係法律適用法』の適用の若干問題に関する解釈（二）」（以下は「解釈(二)」という。）を公布し、2024年1月1日から施行予定である。

解釈(二)は計13条から構成され、司法実務においてよく問題となる外国法の調査責任が不明確であること、調査方法の多様性が欠如していること、調査手続が不十分であること、認定基準が統一されていないことなど、外国法の調査作業を長年にわたって制約していた難問について体系的に規制している。具体的には、①外国法の調査責任の明確化、②外国法を調査する手段の充実化、③外国法を調査する手続や提供方式の明確化、④外国法を審査・認定する手続の明確化、⑤外国法を審査・認定する基準の明確化、⑥外国法を調査する費用

の処理原則の明確化、⑦香港・マカオの法律を調査する時に参照、適用する規則の明確化、⑧判決文書に関する外国法を調査する過程の記録義務という8点がポイントとなっている。
(最高人民法院2023年11月30日公布、2024年1月1日施行)

3. 「越境貿易・投資のハイレベル開放の試行的拡大に関する通達」

国家外為管理局（SAFE）は2023年12月15日に、「越境貿易・投資の高水準開放の試行的拡大に関する通達」を公布し、試行地域を上海、江蘇、広東（深センを含む）、北京、浙江（寧波を含む）、海南全域などに拡大することを決定した。試験的な政策は8つの条項から構成されている。そのうち、經常収支項目に関する政策措置は5つあり、經常収支のための外国為替資金の回収と支払の利便性の向上、新型の国際貿易決済のサポート、貿易収支のネット金額の差額による決済の範囲の拡大、特殊外貨払戻の登録免除、サービス貿易の立替金や配分金の管理の最適化などが含まれる。資本収支項目に関する政策措置は3つあり、外商投資企業による国内再投資の登録の免除、金融リース親会社と子会社（SPV）による外債枠の共有、外債登記や海外上場等資本収支項目等の外貨登記が銀行にて直接処理されることが含まれる。

(国家外為管理局2023年12月15日公布、同日施行)

4. 「税関行政処罰裁量基準（一）」

税関総署は2023年12月14日に、「中華人民共和国税関行政処罰裁量基準」を発表した。「中華人民共和国税関行政処罰裁量基準」は、税関の担当する検査検疫行政処罰案件と知的財産権保護行政処罰案件を除き、関税法、固形廃棄物防治法、税関行政処罰实施条例及び関連法律、行政法規、税関規則に基づいて処理される税関による行政処罰案件に適用されるとされている。また裁量基準では、不処罰、行政処罰の軽減、軽微な行政処罰、一般行政処罰、重い行政処罰の5パターンを定めている。このうち、国家の税金徴収に影響があり、納付すべき税額に占める納税漏れの割合が10%未満であり、且つ単位組織による納税漏れの額が25万元未満、または個人に

よる納税漏れの額が5万元未満である場合、行政処罰の軽減規定が適用されるとしている。

(税関総署2023年12月11日公布、同日施行)

5. 労災保険の適用対象の拡大に関する各地の通達

最近、安徽省、上海市、海南省、湖北省などの地方当局は相次いで通達や意見を発表し、労災保険の適用範囲をさらに拡大することを明らかにし、定年年齢以上の被雇用者等のグループも労災保険の適用対象に追加し、労災保険がより多くの人に利益をもたらすようにする意向を示した。

被保険者の範囲については、安徽省は、法定定年年齢（≧満70歳）を超えて雇用され、且つ都市労働者の基本養老年金保険給付を受けていない被雇用者を労災保険への加入範囲に含ませて、上海市と海南省は、法定定年年齢に達し、65歳を超えない被雇用者を加入範囲に含ませることを明確にしている。一方、湖北省は、法定定年年齢に達し又は法定定年年齢を超えた、且つ機関・事業単位や企業従業員の養老保険の給付を受けていない被雇用者は、使用者の自主的な納付という原則に従って、労災保険に参加することができるとの意見を出した。

保険加入方法については、労災保険に加入していない者に関し45元/人/月または60元/人/月の基準で納付することを選べる旨を明らかにし、各種使用者、インターネットプラットフォーム企業またはそのフランチャイズ、請負、下請、労務協力単位、新業態従業者、フレキシブルワーカーは、ニーズに応じて上記の基準に沿って選択し納付することができるとした。上海市は、年齢を超えた被雇用者については使用者が月ごとに労働報酬に応じて労災保険料を納付すると規定している。海南省は、海南省の労災保険に加入する使用者は、自主的に年齢を超えた被雇用者を労災保険に加入させるために労災保険料を納付し、且つ前年度の海南省全範囲の都市単位の被雇用者の平均給与を納付基数とすると明らかにした。

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。